

「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う
厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（案）」について（概要）

平成 28 年 9 月 27 日
厚 生 労 働 省
社会・援護局福祉基盤課

1. 改正の趣旨

「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律 21 号。以下「改正法」という。）の規定のうち、平成 29 年 4 月 1 日に施行することとされている社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「社福法」という。）等の改正規定の一部及び「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成 28 年政令第 号。以下「整備政令」という。）の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備を行うもの。

2. 主な改正の内容

1) 社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生労働省令第 28 号。以下「社福規則」という。）

（第 1 条関係）

① 社会福祉法人の機関に関する事項

- ・ 社会福祉法人の評議員等と特殊の関係がある者を定める。（第 2 条の 7 等関係）
- ・ 評議員会又は理事会の議事録の内容等を定める。（第 2 条の 15 等関係）

② 社会福祉法人の計算に関する事項

- ・ 監事及び会計監査人による監査の内容等を定める。（第 2 条の 19 等関係）
- ・ 事業の概要等を記載した書類の記載事項を定める。（第 2 条の 41 関係）
- ・ 役員等報酬基準に定める事項等を定める。（第 2 条の 42 関係）

③ 社会福祉法人の清算及び合併に関する事項

- ・ 清算及び合併の際の手續等を定める。（第 5 条の 2 等関係）

④ 社会福祉充実計画に関する事項

- ・ 控除対象財産額の算定方法を定める。（第 6 条の 14 関係）
- ・ 社会福祉充実計画の記載事項等を定める。（第 6 条の 15 等関係）

⑤ 社会福祉法人の監督に関する事項

- ・ 都道府県知事が社会福祉法人に関して調査・分析する事項を定める。（第 10 条の 2 関係）

⑥ 離職した介護福祉士等による都道府県福祉人材センターへの届出に関する事項

- ・ 介護福祉士等が届出を行う場合を定める。（第 29 条の 2 関係）
- ・ 介護福祉士等が届出を行う事項等を定める。（第 29 条の 3 関係）

- 2) 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 44 号）（第 2 条関係）
 - ・ 改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行う。（別表第 1～第 4 関係）
- 3) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 132 号）（第 3 条関係）
 - ・ 介護福祉士試験義務付けの経過措置における育児休業等の取扱いを定める。（附則第 2 条関係）
- 4) 社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）（第 4 条関係）
 - ・ 関連当事者として新たに支配法人等を追加する。（第 29 条関係）
 - ・ 勘定科目の細分化について定める。（様式及び別表関係）
- 5) その他
改正法及び整備政令の施行に伴う所要の規定の整備を行う。

3. 根拠法令

- 社福法第 40 条第 4 項及び第 5 項、第 44 条第 6 項及び第 7 項、第 45 条の 11 第 1 項、第 45 条の 18 第 1 項、第 45 条の 34 第 1 項、第 45 条の 35 第 1 項、第 46 条の 10 第 3 項、第 55 条の 2 第 1 項、第 55 条の 3 第 1 項、第 59 条の 2 第 2 項、第 95 条の 3 第 1 項等
- 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項
- 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律 125 号）附則第 6 条の 4
- 社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 13 条の 3 及び第 13 条の 6

4. 施行日

平成 29 年 4 月 1 日（一部については、公布の日。予定。）